

## 条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名	政治倫理の確立のための神奈川県知事の資産等の公開に関する条例		
条 例 番 号	平成 7 年神奈川県条例第 56 号	法 規 集	第 1 編第 4 章
所 管 部 局 室 課	知事室		
条 例 の 概 要	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第 7 条の規定に基づき、神奈川県知事の資産等の公開に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  （現在でも必要な条例か。）	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第 7 条に「都道府県知事の資産等の公開については条例の定めるところにより、必要な措置を講ずる」旨の規定があり、知事の資産等の公開について定めた本条例は、現在でも必須の条例である。	
	有効性  （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に基づき、知事の資産等の公開を実施することにより、知事の資産の状況等を県民の不断の監視と批判の下におき、政治倫理の確立を期するために、有効に機能している。	
	効率性  （現行の内容で効率的といえるか。）	資産等の公開については、作成すべき報告書等を過不足なく規定しており、効率的な事務執行に寄与している。	
	基本方針適合性  （県政の基本的な方針に適合しているか。）	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律に基づき制定された条例であり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性  （憲法、法令に抵触しないか。）	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律に基づき制定された条例であり、憲法、法令に抵触しない。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。  改正・廃止を検討する。	理 由  現行条例の運用上の課題は見受けられない。	特 記 事 項  関連法令の改正等により適宜本条例の改正を行っている。
	次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無  有 (無)